

## 令和6年度熊本市交通事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市交通事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

## 軌 道 事 業

	(補正前)	(補正)	(計)
(3) 年 間 輸 送 人 員	11,412,000人	△ 919,000人	10,493,000人
1 日 平 均	31,266人	△ 2,518人	28,748人
(4) 主要な建設改良事業			
多両編成車両導入事業	890,565千円	0千円	890,565千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業収益	2,522,494千円	△ 95,795千円	2,426,699千円
第1項 営業収益	1,961,618千円	△ 130,392千円	1,831,226千円
第2項 営業外収益	551,076千円	△ 3,032千円	548,044千円
第3項 特別利益	9,800千円	37,629千円	47,429千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業費用	2,547,053千円	△ 40,223千円	2,506,830千円
第1項 営業費用	2,493,913千円	△ 37,801千円	2,456,112千円
第2項 営業外費用	53,140千円	△ 7,344千円	45,796千円
第3項 特別損失	0千円	4,922千円	4,922千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,093千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,837千円及び当年度分損益勘定留保資金399,256千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額494,301千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,698千円、減債積立金232,000千円及び当年度分損益勘定留保資金187,603千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的収入	1,603,831千円	△ 149,098千円	1,454,733千円
第1項 企業債	750,800千円	71,000千円	821,800千円
第2項 国(県)補助金	707,563千円	△ 239,346千円	468,217千円
第3項 他会計補助金	145,468千円	19,248千円	164,716千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	2,073,924千円	△ 124,890千円	1,949,034千円
第1項 建設改良費	1,542,267千円	△ 122,211千円	1,420,056千円
第2項 企業債償還金	340,657千円	△ 2,679千円	337,978千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位:千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	750,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件による。また、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することもある。	821,800	補正前に同じ		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,343,675千円	△ 26,314千円	1,317,361千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	324,000千円	△ 2,200千円	321,800千円

熊 本 市 長 大 西 一 史